

精神障がい理解の促進に関する請願書

1. 請願の要旨

地域や職場での精神障がいに関する無理解や偏見をなくすため「精神障がい理解の促進」が行政主導によって取り組まれるとともに、民間団体による同趣旨の取り組みに対し行政による積極的な支援が行われることを求め、請願申し上げます。

2. 請願の理由

1. 国連の障害者権利条約を批准した日本は、2016年4月に障害者差別解消法等を施行し、障がい者が障がいのない者と等しく基本的人権を保障される社会をめざし改革に取り組みます。

2. 当市においても、平成27年策定の第4次障害者計画に、基本理念「自分らしさを大切に！安心して暮らせるまち せんなん いきいきと！みんな一緒に」の下、基本目標1に「共生に向けた啓発の充実」を掲げ、「ともにわかりあう機会の充実」分野の施策として「障がいに対する理解・差別解消に向けた啓発（P50）、更に「保健・医療・福祉関係者等に対する研修の充実（P51）」を定め、「与える教育から築き上げる教育へ」分野の施策として地域での学習として「交流の機会の充実（P51）」を定めて、状況の打開をめざすことを宣言されており、大変心強く感じております。

とくに、精神障がいに関する無理解や誤解は「当事者とのふれあいによって、理解が深まり行動変容を期待できる」（注1）こと、更に「ターゲットを絞り込んだ研修が必要」との指摘をも視野に入れておられ、大いに期待しております。

3. ところで、全国平均を大きく超える精神科病床のある南泉州（注2）では、精神障がいへの忌避意識が根強く、大勢の精神障がいの市民が医療機関や福祉施設、自宅に引きこもり、差別苦、生活苦と病苦にあえがれています。そんな中で当市の精神障がいに係る上記施策が容易に実行につながるとは考えにくく、現に精神障がいの市民の皆様にとって「安心してご近所さんとおつきあいし、いつでも何でも身近に相談でき頼れる方がおられるまち」に向けて事態が動いたという実感はうかがえません。地域や職場での差別・偏見は解消に遠い現実があり、一步一步着実に岩盤を打ち抜く取り組みを工夫し推進することが望まれます。

4. 精神疾患を発病し、完治できずに精神障がいになる。これはストレスにあふれる私たちの社会で私たち自身や子・孫がいつ遭遇してもおかしくない事態です。しかし、たとえ精神障がいになっても、ともに認めあい、支えあい、愛に包まれて暮らせるのであれば、幸せな人生を全うできます。「安心して暮らせるまち せんなん いきいきと！みんな一緒に」の実現を切望するゆえんです。

5. 折から、2018年度以降障害者の法定雇用率算定基礎に精神障害者が加えられ、雇用の拡大をめざす新しい局面を迎え、国は昨秋より精神・発達障害者しごとサポーター養成を開始しました。当市においても、4年目にある第4次障害者計画に示す施策上記施策が具体化され、精神障がいの市民と一般市民との交流が動き出すことを通じて「安心して暮らせるまち せんなん いきいきと！みんな一緒に」に一步一步近づくことを願っております。

以上

(注1) 心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会報告書P4：厚生労働省2004年

(注2) 精神科病床数(1,000人当り) 全国2.74
岸和田市～岬町7.77 泉南市6.46

採決結果
平成30年12月18日 採択